

**【趣旨】**

現行の「田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）」は、その根拠法である次世代育成支援対策推進法が平成 26 年度までの時限法となっている関係で、同年度に計画期間終了となります。

一方で、平成 24 年 8 月に公布された子ども・子育て支援法により、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

田辺市では、平成 27 年度以降も田辺市の実情に応じた次世代育成支援に関する施策を総合的・計画的に進めるため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。